日本における確定拠出年金の導入に関する日米・米日経済協議会の共同声明

2000年11月7日

<u>1.はじめに</u>

日米および米日経済協議会(以下「両協議会」)は2000年7月、東京で第37回日米財界人年次会議を開催した。会議では両国の財界指導者から、日本における高齢化の進行と、それが年金制度に及ぼす影響への認識が示された。両協議会は、日本国内において年金問題が活発に議論されていることを踏まえ、日本の年金制度改革とそれに関連する諸問題を検討し、日本政府へ提言するために共同研究会を設置することを決定した。

2 . 提言

両協議会は日本政府に対し以下を提言する。

- (1)改革の第一歩として、今臨時国会の会期中に可及的速やかに確定拠出年金を導入する法案 を成立させること。
- (2)確定拠出年金の導入後は、本声明で概説するような若干の修正を加えることにより制度全体の効率性や柔軟性の向上を図ることを検討すること。

3.確定拠出年金の早期導入に向けての提言

日本には国民にとって有用な公的年金制度が確立している。この公的年金制度に加え、厚生年金 基金や税制適格退職年金などの企業年金は、日本における現行の年金制度の根幹を成すものであ り、今後も老後の経済的な安定を支える重要な役割を果たすものと予想される。

しかしながら、人口動態と社会の急速な変化を鑑みるに、現行の確定給付年金だけでは今日の若年層の老後の需要すべてに対し適切に対応することは困難となることが予想される。また、年金制度のスポンサーである企業としては、雇用の流動化が進むなか、優秀な人材を採用・確保するためには、魅力的な報酬に加え、転職に伴ってポータビリティーのある年金をはじめとする福利厚生を提供することがますます重要になっている。企業および社会環境の変化に見合った確定拠出年金が導入されれば、現行の年金制度に新たな選択肢が加わることになり、企業およびその従業員に大いに有益と言えよう。

さらに、現行の確定給付年金制度の構造上の制約から、中小企業などを中心に企業年金はまだ経済全体に普及しているとは言えない。また、現行制度では自営業者の選択肢も限られている。急速な少子高齢化が進むなか、将来の退職者が経済的な裏付けのある快適な老後を過ごせるようにするには年金制度の選択肢の拡大が急務である。確定拠出年金制度は、一般に企業年金の恩恵を

受けていない中小企業の従業員や自営業者にとって公的年金を補完する手段としてとりわけ重要である。

米国の例をみると、確定拠出年金は企業の従業員と個人が老後保障を確保することに大きく貢献している。米国の確定拠出年金は、大企業では既存の確定給付型年金を補完するものとして導入され、中小企業ではコスト効率の良い従業員の福利厚生対策として活用されている。この結果、企業部門では現在、確定拠出年金が確定給付年金と並んで年金制度の中核を成すに至っている。さらに、確定拠出年金は、流動性を増す労働市場の需要にもマッチしている。ハイテクやソフトウェアなど一部業種では他の業種より転職の頻度が高いため、確定拠出年金の持つポータビリティーが優秀な人材を集める上で効果を発揮している。

現行の日本の年金制度では十分な老後資金を確保できない人々にとってその手段を提供できることに加えて、確定拠出年金のもうひとつの重要なメリットは、投資教育と金融の知識を深める有効な手段になり得ることである。ここ数年の金融自由化の成果の一つでもあるが、金融問題に対する日本の消費者の考え方は「貯蓄者」から「投資者」のそれへ徐々に変化している。確定拠出年金の導入を機に、この変化が一段と進むことも十分考えられる。実際に米国では、個人が確定拠出年金の導入を機に金融知識と投資のノウハウを深め、より効率的な投資能力を身につけたと言われる。米国では、確定拠出年金の導入によって個人投資家の資本市場へのアクセスが容易になり、経済全体を通じてより効率的な資本の流れが促進されたと考えられる。

老後に万全な備えをするには、できるだけ早く年金の積立を始めねばならない。 したがって、日本でも可及的速やかに確定拠出年金制度を導入することが重要である。

4 . 将来の改善に向けての提言

両協議会は現行の確定拠出年金法案を早期に成立させることを強く要請する。さらに、制度の導入後には、現法案に若干の修正を加えることにより制度全体の効率性や柔軟性の向上を図ることを検討すべきである。両協議会は、現行の確定拠出年金法案を一層強化するべく、将来的に以下の修正を加えることを提言する。

(1)補完的掛金拠出の容認

政府案に記されているように、確定拠出年金は日本国民の自助努力による老後資産形成を目的としている。そのための第一歩は、日本国民が政府や雇用主からの支援に過度に依存することなく、自らの将来に備えられる環境を作ることである。こうした自助努力の気風を育て、退職後の必要資金を確保するためには、拠出限度額の範囲内において従業員が補完的な拠出を行えるよう、確定拠出年金制度を修正することが重要である。また、確定拠出年金を導入する余力のない企業においても、従業員が将来に備える際にその援助をする機会を設けるべく、被雇用者が加入する個人型確定拠出年金に雇用主が拠出できるようにすることが求められる。

(2)加入対象者の門戸拡大

現行の法案に定められている確定拠出年金の加入資格制限は過度に厳格であると考えられる。被扶養配偶者ならびに公務員は確定拠出年金への加入資格を与えられておらず、また、確定給付年金はあるものの確定拠出年金を導入していない企業の従業員についても確定拠出年金への加入は認められていない。米国では配偶者としての仕事は一種の雇用とみなされ、日本で提案されている個人型確定拠出年金と同様の個人退職勘定(IRA)への加入が認められている。米国政府職員もまた、確定拠出年金への加入が認められており、これにより官民の人材交流が容易となっている。日本においても、米国と同様に被扶養配偶者および公務員の確定拠出年金への加入を認めるべきである。さらに、確定給付年金はあるものの確定拠出年金のない企業の被雇用者が退職後に十分備えられるように、個人型確定拠出年金に加入できるようにすべきである。

(3)経済的な困窮時における確定拠出年金資産の取り崩しの容認

老後の需要に対応するのに十分な金融資産を蓄積するためには、加入者が長期にわたって年金基金に資産を積み立てることが重要である。しかし、米国の経験に基づくと、経済的な困窮時に取り崩せない確定拠出年金への加入には慎重になることが予想される。確定拠出年金への幅広い加入を促すには、経済的な困窮時の取り崩し、または借入れ機能を付け加えることが重要である。

(4)掛金拠出額と企業年金等からの移換限度額の拡大等

詳細はまだ発表されていないが、年金制度のスポンサーと加入者の双方のニーズに柔軟に対応できるように、また、勤労者が老後に備える十分な機会を与えるために、すべての分野で拠出限度額を引き上げるとともに、十分な移換限度額を確保すべきである。前述のように、日本の経済構造と個人のライフスタイルの変化によって、雇用主と個人のニーズは大きく多様化した。こうした多様なニーズに応えるには、拠出限度額と移換限度額は十分な柔軟性を確保できる水準とすべきである。たとえば、自営業者の所得の不規則な変動に対処するため、自営業者に対して月次の定額拠出以外の拠出方法を認めるといった、拠出方法に十分な柔軟性を持たせることも必要である。

(5)その他特記事項

本共同声明の意図する範囲を超えるものではあるが、両協議会は、現行の年金税制が新しい確定 拠出年金制度に与える影響について、また、同税制が確定拠出年金の導入目的に添うものである か否かについて、将来、日本政府が包括的な検討を実施すべきであると考える。この検討には、 確定拠出年金と関連して、特別法人税の取り扱いも含まれるであろう。

以上